

第九十八回国会 衆議院 社会労働委員会議録 第七号

昭和五十八年四月二十六日(火曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 稲村 利幸君

理事 今井 勇君

理事 丹羽 雄哉君

理事 平石磨作太郎君

理事 逢沢 英雄君

小沢 辰男君

白川 勝彦君

津島 雄二君

友納 武人君

浜田卓二郎君

山下 徳夫君

大原 亨君

永井 孝信君

森井 忠良君

浦井 洋君

菅 直人君

出席國務大臣

厚生 大臣 林 義郎君

出席政府委員

厚生省環境衛生局長 竹中 浩治君

委員外の出席者

社会労働委員会調査室長 石黒 善一君

委員の異動

三月二十五日

辞任

大橋 敏雄君

同日

辞任

渡部 一郎君

同日

補欠選任

大橋 敏雄君

同日

補欠選任

大橋 敏雄君

同月三十日

辞任

古賀 誠君

菅 直人君

同日

辞任

佐藤 隆君

阿部 昭吾君

同日

辞任

角屋堅次郎君

同日

辞任

川本 敏美君

同日

辞任

野口 幸一君

同日

辞任

菅 直人君

同日

辞任

角屋堅次郎君

同日

辞任

川本 敏美君

同日

辞任

野口 幸一君

同日

辞任

菅 直人君

同日

辞任

角屋堅次郎君

同日

辞任

菅 直人君

補欠選任

佐藤 隆君

阿部 昭吾君

同日

補欠選任

古賀 誠君

菅 直人君

同日

補欠選任

角屋堅次郎君

同日

補欠選任

川本 敏美君

同日

補欠選任

野口 幸一君

同日

補欠選任

菅 直人君

同日

補欠選任

角屋堅次郎君

同日

補欠選任

菅 直人君

同日

補欠選任

菅 直人君

同日

補欠選任

菅 直人君

同日

補欠選任

菅 直人君

同日

補欠選任

菅 直人君

同日

国の補助に関する法律案(対馬孝且君外二名提出、参法第五号)(予)

同月二十五日

母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案(金子みつ君外七名提出、衆法第六号)

労働基準法の一部を改正する法律案(森井忠良君外三名提出、衆法第七号)

同月二十六日

医療法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

は本委員会に付託された。

四月二十六日

浄化槽法案(小沢辰男君外四名提出、第九十六回国会衆法第三八号)

は委員会の許可を得て撤回された。

三月二十九日

老人医療・福祉の拡充等に関する請願(瀬崎博義君紹介)(第一八四五号)

食品添加物規制基準の緩和反対等に関する請願(東中光雄君紹介)(第一八四六号)

同(中野雅弘君紹介)(第一八四七号)

同(野口幸一君紹介)(第一八四七号)

市区町村社会福祉協議会の法制化に関する請願外五件(飯岡兵輔君紹介)(第一八四八号)

同(石川要三君紹介)(第一八四八号)

同外二件(田島衛君紹介)(第一八四七号)

基準看護指定病院入院患者の付添看護婦等容認に関する請願(中西啓介君紹介)(第一八四九号)

同(船田元君紹介)(第一八四九号)

同外一件(逢沢英雄君紹介)(第一八四九号)

同(橋本龍太郎君紹介)(第一八四九号)

同(橋本龍太郎君紹介)(第一八四九号)

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(清水勇君紹介)(第一八五〇号)

同(久間章生君紹介)(第一八八三号)

同(久保等君紹介)(第一九一〇号)

同(田邊誠君紹介)(第一九四二号)

同(金子みつ君紹介)(第一九七一号)

優生保護法改正反対に関する請願(藤原ひろ子君紹介)(第一八五一号)

同(関晴正君紹介)(第一八八四号)

食品衛生法の改正及び食品被害者救済法の制定に関する請願(浦井洋君紹介)(第一八五二号)

同(小沢和秋君紹介)(第一八五三号)

同(瀬長亀次郎君紹介)(第一八五四号)

同(辻第一君紹介)(第一八五五号)

同(東中光雄君紹介)(第一八五六号)

同(三浦久君紹介)(第一八五七号)

同外一件(三谷秀治君紹介)(第一八五八号)

同(山原健二郎君紹介)(第一八五九号)

同(小川国彦君紹介)(第一八九二二号)

同(小川省吾君紹介)(第一八九二三号)

同外一件(大原亨君紹介)(第一九五〇号)

高齢者の福祉充実等に関する請願(神田厚君紹介)(第一八七八号)

同(三浦隆君紹介)(第一八七九号)

同(宮田早苗君紹介)(第一八八〇号)

優生保護法の改正反対に関する請願(竹内猛君紹介)(第一八八一号)

同(木島喜兵衛君紹介)(第一九〇七号)

同外一件(佐藤詔君紹介)(第一九〇八号)

同(嶋崎譲君紹介)(第一九〇九号)

同(清水勇君紹介)(第一九三七号)

同(高沢寅男君紹介)(第一九三八号)

同(橋本次郎君紹介)(第一九三九号)

同(金子みつ君紹介)(第一九六九号)

同(戸田菊雄君紹介)(第一九七〇号)

優生保護法の一部改正反対に関する請願(草野威君紹介)(第一八八五号)

同(佐藤敬治君紹介)(第二二五四号)

同(湯山勇君紹介)(第三六四号)

〔第三七八号〕

同(山下徳夫君紹介)(第二四一〇)

同(石田博英君紹介)(第二七三二号)
同(熊川次男君紹介)(第二七三三号)
身体障害者家庭奉仕員の採用に関する請願(池端清一君紹介)(第二七三四号)
同(石田博英君紹介)(第二七三五号)
同(熊川次男君紹介)(第二七三六号)
労災年金のスライドに関する請願(池端清一君紹介)(第二七三七号)
同(石田博英君紹介)(第二七三八号)
同(熊川次男君紹介)(第二七三九号)
健康保険・国民健康保険による付添介護人派遣に関する請願(池端清一君紹介)(第二七四〇号)
同(石田博英君紹介)(第二七四一号)
同(熊川次男君紹介)(第二七四二号)
年金制度の改善に関する請願(池端清一君紹介)(第二七四三号)
同(石田博英君紹介)(第二七四四号)
同(熊川次男君紹介)(第二七四五号)
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(石川要三君紹介)(第二七四六号)
同(足立篤郎君紹介)(第二七四七号)
同(藤尾正行君紹介)(第二七四八号)
ハイヤー・タクシー等の安全輸送確立のため労働条件改善等に関する請願(阿部助哉君紹介)(第二七四九号)
民間保育事業振興に関する請願(飛鳥田一雄君紹介)(第二七八八号)
食品衛生法の改正及び食品被害者救済法の制定に関する請願(小野信一君紹介)(第二七九〇号)
療術の制度化促進に関する請願(大西正男君紹介)(第二七九一号)
同(岸田文武君紹介)(第二七九二号)
は本委員会に付託された。

三月三十日

優生保護法改正に関する陳情書(鳥根県鹿足郡日原町議会議長村上誠)(第一一九号)
優生保護法の改正反対に関する陳情書外一件

第一類第七号 社会労働委員会議録第七号 昭和五十八年四月二十六日

(岐阜市数田一〇の三〇の一岐阜県医師会会長河合達雄外一名)(第二二〇号)
医療金融公庫の存続に関する陳情書(岐阜市数田一〇の三〇の一岐阜県医師会会長河合達雄)(第二二一号)
老人医療等の充実に関する陳情書(福岡県議会議長山本義隆)(第二二二号)
医療ソーシャルワーカーの資格法制化に関する陳情書(関東甲信越一都九県議会議長会代表東京府議会議長菅沼元治外九名)(第二二三号)
都市児童健全育成事業の充実強化に関する陳情書(中国五県議会議長会副議長代表島根県議会議長名越隆正外四名)(第二二四号)
高齢化社会に対応する諸施策の推進に関する陳情書(四国四県議会議長会副議長代表愛媛県議会議長井上務外三名)(第二二五号)
公衆浴場法の一部改正に関する陳情書(東京都千代田区霞が関一の一の日本弁護士連合会会長山本忠義)(第二二六号)
老人福祉対策の充実に関する陳情書外一件(十都道府県議会議長会代表広島県議会議長木曾初行外十七名)(第二二七号)
老人保健法の施行に伴う保健事業の整備充実に関する陳情書(中国五県議会議長会副議長代表島根県議会議長名越隆正外四名)(第二二八号)
日本の生業発展に関する陳情書(鳥取市二階町三の二一森下徳衛)(第二二九号)
市町村社会福祉協議会の法制化促進に関する陳情書外一件(四国四県議会議長会副議長代表愛媛県議会議長井上務外四名)(第二三〇号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

浄化槽法案(小沢辰男君外四名提出、第九十六回国会衆議第三八号)の撤回許可に関する件
厚生関係の基本施策に関する件
浄化槽法案起草の件

○稲村委員長 これより会議を開きます。
この際、お諮りいたします。
第九十六回国会、小沢辰男君外四名提出、浄化槽法案について、提出者全員から撤回の申し出があります。
これを許可するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○稲村委員長 御異議なしと認めます。よって、撤回を許可することに決しました。
○稲村委員長 厚生関係の基本施策に関する件について調査を進めます。
浄化槽法案起草の件について議事を進めます。
本件につきましては、先般来各会派間において御協議いただき、意見の一致を見ましたので、委員長において草案を作成し、委員各位のお手元に配付いたしてございます。
その起草案の趣旨及び内容について、委員長から簡単に御説明申し上げます。
近年、国民の生活水準の向上に伴い、水洗化の要請は高まってきておりますが、下水道の整備が財政的にも時間的にも限度があることから、水洗化人口の約半数は浄化槽に依存しており、その数は約四百万基に達しております。このように、浄化槽の生活環境の保全に果たす役割りは大変重要であると考えられます。
しかしながら、浄化槽の工事、保守点検または清掃が適正に欠けたため、浄化槽の放流水が公共用水域の汚染源となっている場合も少なくないのであります。
このため、本案は、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制を強化するほか、浄化槽の設置等に関する者の責任と義務を明確にするとともに、その身分資格を確立し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。
第一に、浄化槽の構造については、建築基準法等に定める基準によるものとし、浄化槽の工事、

保守点検及び清掃については、技術上の基準に従って行わなければならないものとすること。
第二に、浄化槽の設置によって水洗化しようとする場合等においては、都道府県知事等及び都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならないものとすること。
第三に、浄化槽管理者は、使用開始後六カ月を経過したとき及び毎年一回定期に、指定検査機関による水質に関する検査を受けなければならないものとすること。
第四に、浄化槽を製造しようとする者は、浄化槽の型式について建設大臣の認定を受けなければならないものとすること。また、外国の工場において本邦に輸出される浄化槽を製造しようとする者は、浄化槽の型式について建設大臣の認定を受けることができるものとすること。
第五に、浄化槽工事業を営もうとする者は、都道府県知事の登録を受けなければならないものと、かつ、浄化槽設備士を置かなければならないものとすること。
第六に、浄化槽清掃業を営もうとする者は、市町村長の許可を受けなければならないものとすること。
第七に、浄化槽工事業を実地に監督する浄化槽設備士及び浄化槽の保守点検の業務に従事する浄化槽管理士の資格を定めるものとすること。
第八に、都道府県等は、浄化槽の保守点検を業とする者について、条例により登録制度を設けることができるものとすること。
第九に、この法律は、昭和六十年十月一日から施行することとし、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の国家試験等に関する規定については、公布の日から六月以内の政令で定める日から施行すること。
以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。
浄化槽法案

〔本号末尾に掲載〕

○稲村委員長 この際、本起草案について、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見を聴取いたします。林厚生大臣。

○林国務大臣 本法案につきましては、政府としては特に異存はございません。

本法案の成立の暁には、建設大臣とも協力しつつ、制度の適切な運用に努め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のために、施策の一層の推進を図る所存でございます。(拍手)

○稲村委員長 採決いたします。

お手元に配付いたしてあります草案を浄化槽法案の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲村委員長 起立総員。よって、さよう決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○稲村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、明後二十八日木曜日、委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時五十三分散会

浄化槽法案

目次

第一章 総則(第一条―第四条)	
第二章 浄化槽の設置(第五条―第七条)	
第三章 浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃(第八条―第十二条)	
第四章 浄化槽の型式の認定(第十三条―第二十条)	

第五章 浄化槽工事業に係る登録(第二十一条―第三十四条)

第六章 浄化槽清掃業の許可(第三十五条―第四十一条)

第七章 浄化槽設備士(第四十二条―第四十四条)

第八章 浄化槽管理士(第四十五条―第四十七条)

第九章 条例による浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度(第四十八条)

第十章 雑則(第四十九条―第五十八条)

第十一章 罰則(第五十九条―第六十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めること等により、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 浄化槽 便所と連結してし尿を又はし尿と併せて雑排水(工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く)を処理し、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第六号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第六条第一項の規定により定められた計画に従つて市町村が設置したし尿処理施設以外のものをいう。

二 浄化槽工事 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をする工事をいう。

三 浄化槽の保守点検 浄化槽の点検、調整又はこれらに伴う修理をする作業をいう。

四 浄化槽の清掃 浄化槽内に生じた汚泥、スラム等の引出し、その引出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等を行う作業をいう。

五 浄化槽製造業者 第十三条第一項又は第二項の認定を受けて当該認定に係る型式の浄化槽を製造する事業を営む者をいう。

六 浄化槽工事業 浄化槽工事を行う事業をいう。

七 浄化槽工事業者 第二十一条第一項又は第三項の登録を受けて浄化槽工事業を営む者をいう。

八 浄化槽清掃業 浄化槽の清掃を行う事業をいう。

九 浄化槽清掃業者 第三十五条第一項の許可を受けて浄化槽清掃業を営む者をいう。

十 浄化槽設備士 浄化槽工事を実地に監督する者として第四十二条第一項の浄化槽設備士免状の交付を受けている者をいう。

十一 浄化槽管理士 浄化槽管理士の名称を用いて浄化槽の保守点検の業務に従事する者として第四十五条第一項の浄化槽管理士免状の交付を受けている者をいう。

十二 特定行政庁 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第二条第二十五号本文に規定する特定行政庁をいう。ただし、同法第九十七条の二第一項の市町村又は特別区の区域については、当該浄化槽に係る建築物の審査を行うべき建築主事を置く市町村若しくは特別区の長又は都道府県知事をいう。

(浄化槽によるし尿処理等)

第三条 何人も、下水道法第二条第六号に規定する終末処理場を有する公共下水道及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条に基づくし尿処理施設で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、し尿を公共用水域等に放流してはならない。

2 浄化槽を使用する者は、浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する厚生省令で定める準則を遵守しなければならない。

(浄化槽に関する基準等)

第四条 浄化槽の構造基準に関しては、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例で定めるところによる。

2 建設大臣は、浄化槽の構造基準を定め、又は変更しようとする場合には、あらかじめ、厚生大臣に協議しなければならない。

3 浄化槽工事の技術上の基準は、厚生省令・建設省令で定める。

4 都道府県は、地域の特性、水域の状態等により、前項の技術上の基準のみによつては生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止し難いと認めるときは、条例で、同項の技術上の基準について特別の定めをすることができ。

5 浄化槽の保守点検の技術上の基準は、厚生省令で定める。

6 浄化槽の清掃の技術上の基準は、厚生省令で定める。

第二章 浄化槽の設置

(設置等の届出、勧告及び変更命令)

第五条 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更(厚生省令・建設省令で定める軽微な変更を除く。第七條において同じ)をしようとする者は、厚生省令・建設省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事(保健所を設置する市にあつては、市長とする。第七條、第五章、第四十八条第三項、第五十三条第五項及び第五十七条を除き、以下同じ)及び当該都道府県知事を經由して特定行政庁に届け出なければならない。ただし、当該浄化槽に関し、建築基準法第六條第一項(同法第八十七條第一項において準用する場合を含む。)の規定により建築主事に通知すべきときは、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の届出を受理した場合において、当該届出に係る浄化槽の設置又は変更の計画について、その保守点検及び清掃その他生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から改善の必要があると認めるときは、同項の届出が受理された日から二十一日（第十三条第一項又は第二項の規定により認定を受けた型式に係る浄化槽にあつては、十日）以内に限り、その届出をした者に対し、必要な勧告をすることができ、ただし、次項の特定行政庁の権限に係るものについては、この限りでない。

3 特定行政庁は、第一項の届出を受理した場合において、当該届出に係る浄化槽の設置又は変更の計画が浄化槽の構造に関する建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合しないと認めるときは、前項の期間内に限り、その届出をした者に対し、当該届出に係る浄化槽の設置又は変更の計画の変更又は廃止を命ずることができ、

4 第一項の届出をした者は、第二項の期間を経過した後でなければ、当該届出に係る浄化槽工事に着手してはならない。ただし、当該届出の内容が相当であると認める旨の都道府県知事及び特定行政庁の通知を受けた後においては、この限りでない。

(浄化槽工場の施工)
第六条 浄化槽工事は、浄化槽工場の技術上の基準に従って行われなければならない。

(設置後の水質検査)
第七条 新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、その使用開始後六月を経過した日から二月間に、厚生省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権限を有するもの（以下「浄化槽管理者」という。）は、厚生大臣又は都道府県知事が第五十七条第一項の規定により指定する者（以下「指定検査機関」という。）の行う水質に関する検査を受けなければならない。

第三章 浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃

(保守点検)
第八条 浄化槽の保守点検は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って行われなければならない。

(清掃)
第九条 浄化槽の清掃は、浄化槽の清掃の技術上の基準に従って行われなければならない。

(浄化槽管理者の義務)
第十条 浄化槽管理者は、厚生省令で定めるところにより、毎年一回（厚生省令で定めるところに於ては、厚生省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

2 政令で定める規模の浄化槽の浄化槽管理者は、当該浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当させるため、厚生省令で定める資格を有する技術管理者（以下「技術管理者」という。）を置かなければならない。ただし、自ら技術管理者として管理する浄化槽については、この限りでない。

3 浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検を、第四十八條第一項の規定により条例で浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度が設けられている場合には当該登録を受けた者に、若しくは当該登録制度が設けられていない場合には浄化槽管理士に、又は浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託することができる。

(定期検査)
第十一条 浄化槽管理者は、厚生省令で定めるところにより、毎年一回（厚生省令で定める浄化槽については、厚生省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

(保守点検又は清掃についての改善命令等)
第十二条 都道府県知事は、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽管理者、浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽

の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、浄化槽の保守点検の技術上の基準又は浄化槽の清掃の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃が行われていないと認めるときは、当該浄化槽管理者、当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は当該技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な改善措置を命じ、又は当該浄化槽管理者に対し、十日以内の期間を定めて当該浄化槽の使用の停止を命ずることができる。

第四章 浄化槽の型式の認定
(認定)
第十三条 浄化槽を工場において製造しようとする者は、製造しようとする浄化槽の型式について、建設大臣の認定を受けなければならない。ただし、試験的に製造する場合においては、この限りでない。

2 外国の工場において本邦に輸出される浄化槽を製造しようとする者は、製造しようとする浄化槽の型式について、建設大臣の認定を受けることができる。

(認定の申請)
第十四条 前条第一項又は第二項の認定を受けようとする者は、建設大臣に、次の事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 工場の所在地
三 その他建設省令で定める事項
2 前項の申請書には、構造図、仕様書、計算書その他の建設省令で定める図書を添付しなければならない。

3 浄化槽製造業者は、第一項各号の事項を変更したときは、速やかに建設大臣に届け出なければならない。

ばならない。
(認定の基準)
第十五条 建設大臣は、第十三条第一項又は第二項の認定の申請に係る型式の浄化槽が建築基準法及びこれに基づく命令で定める浄化槽の構造基準に適合すると認めるときは、認定をしなければならない。

(認定の更新)
第十六条 第十三条第一項又は第二項の認定は、五年ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。

(認定の表示等)
第十七条 浄化槽製造業者は、当該認定に係る型式の浄化槽（第十三条第二項の認定に係る型式の浄化槽にあつては、本邦に輸出されるものに限る。）を販売する時まで、これに建設省令で定める方式による表示を付さなければならない。

2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、浄化槽に同項の表示又はこれに紛らわしい表示を付してはならない。

3 浄化槽を輸入しようとする者は、第十三条第二項の認定に係る型式の浄化槽であつて第一項の表示を付したものでなければ、輸入してはならない。

(認定の取消し)
第十八条 建設大臣は、第十五条に規定する浄化槽の構造基準が変更され、既に第十三条第一項又は第二項の認定を受けた浄化槽が当該変更後の浄化槽の構造基準に適合しないと認めるときは、当該認定を取り消さなければならない。

2 建設大臣は、第十三条第一項の認定を受けた浄化槽製造業者が、不正の手段により同項の認定を受けたとき、同項の認定を受けた型式と異なる浄化槽を製造したとき（試験的に製造したときを除く）、又は前条第一項の規定に違反したときは、当該認定を取り消すことができる。

3 建設大臣は、第十三条第二項の認定を受けた浄化槽製造業者が、不正の手段により同項の認定を受けたとき、同項の認定を受けた型式と異なる浄化槽を製造したとき（試験的に製造したときを除く）、又は前条第一項の規定に違反したときは、当該認定を取り消すことができる。

定を受けたとき、第十四条第三項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき、前条第一項の規定に違反したとき、又は第五十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、当該認定を取り消すことができる。

(厚生大臣に対する通知等)

第十九条 建設大臣は、第十三条第一項若しくは第二項の認定、第十六条の認定の更新又は前条第一項、第二項若しくは第三項の認定の取消しをしたときは、その旨を厚生大臣に通知するとともに、官報に公示しなければならない。

(建設省令への委任)

第二十条 この章に定めるもののほか、認定の更新その他浄化槽の型式の認定に関し必要な事項は、建設省令で定める。

第五章 浄化槽工事業に係る登録

(登録)

第二十一条 浄化槽工事業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、五年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽工事業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があつた場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第二十二条 前条第一項又は第三項の登録を受けようとする者(以下「工事業登録申請者」という。)は、次の事項を記載した申請書を都道府県

知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営業所の名称及び所在地

三 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

四 第二十九条第一項に規定する浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号

2 前項の申請書には、工事業登録申請者が第二十四条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他の建設省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施、浄化槽工事業者登録簿の謄本の交付等)

第二十三条 都道府県知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽工事業者登録簿に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該工事業登録申請者に通知しなければならない。

3 何人も、都道府県知事に対し、その登録をした浄化槽工事業者に関する浄化槽工事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(登録の拒否)

第二十四条 都道府県知事は、工事業登録申請者が次の各号の一に該当する者であるとき、又は申請者若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日

から二年を経過しない者

二 第三十二条第二項の規定により登録を取り消され、その処分があつた日から二年を経過しない者

三 浄化槽工事業者で法人であるものが第三十二条第二項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前三十日以内にその浄化槽工事業者の役員であつた者でその処分があつた日から二年を経過しないもの

四 第三十二条第二項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

五 浄化槽工事業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

六 法人でその役員のうちに前各号の一に該当する者があるもの

七 第二十九条第一項に規定する要件を欠く者

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を工事業登録申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第二十五条 浄化槽工事業者は、第二十三条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、変更の日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第二十三条第二項の規定は前項の規定による届出に、第二十三条第一項及び第二項並びに前条の規定は前項の規定による届出があつた場合に準用する。

(廃業等の届出)

第二十六条 浄化槽工事業者が、次の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合、その相続人

二 法人が合併により消滅した場合、その役員であつた者

三 法人が破産により解散した場合、その破産管財人

四 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合、その清算人

五 浄化槽工事業を廃止した場合、浄化槽工事業者であつた個人又は浄化槽工事業者であつた法人の役員

(登録の抹消)

第二十七条 都道府県知事は、前条の規定による届出があつた場合(同条の規定による届出がなく、同条各号の一に該当する事実が判明した場合は含む。)又は登録がその効力を失つた場合は、浄化槽工事業者登録簿につき、当該浄化槽工事業者の登録を抹消しなければならない。

2 第二十四条第二項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合に準用する。

(登録の抹消の場合における浄化槽工事業の措置)

第二十八条 前条の規定により浄化槽工事業者が登録を抹消された場合においては、浄化槽工事業者であつた者又はその一般承継人は、登録の抹消前に締結された請負契約に係る浄化槽工事を引き続いて施工することができる。この場合において、当該浄化槽工事業者であつた者又はその一般承継人は、登録の抹消の後、遅滞なく、その旨を当該浄化槽工事業の注文者に通知しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、公益上必要があると認めるときは、当該浄化槽工事業の施工の差止めを命ずることができる。

3 第一項の規定による浄化槽工事を引き続いて施工する者は、当該浄化槽工事を完成する目的の範囲内においては、なお浄化槽工事業者とみなす。

4 浄化槽工事業の注文者は、第一項の規定による通知を受けた日から三十日以内に限り、その浄化槽工事業の請負契約を解除することができる。

(浄化槽設備士の設置等)

第二十九条 浄化槽工事業者は、営業所ごとに、浄化槽設備士を置かなければならない。

2 浄化槽工事業者は、前項の規定に抵触する営業所が生じたときは、二週間以内に同項の規定に適合させるため必要な措置をとらなければならない。

3 浄化槽工事業者は、浄化槽工事を行うときは、これを浄化槽設備士に実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽工事業者が自ら実地に監督しなければならない。ただし、これらの者が自ら浄化槽工事を行う場合は、この限りでない。

4 浄化槽設備士は、その職務を行うときは、建設省令で定める浄化槽設備士証を携帯していなければならない。

(標識の掲示)

第三十条 浄化槽工事業者は、建設省令で定めるところにより、その営業所及び浄化槽工事の現場ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の建設省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第三十一条 浄化槽工事業者は、建設省令で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し建設省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(指示、登録の取消し、事業の停止等)

第三十二条 都道府県知事は、浄化槽工事について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽工事業者に対し、必要な指示をすることができる。

2 都道府県知事は、浄化槽工事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により第二十一条第一項又は第三項の登録を受けたとき。

二 第二十四条第一項第一号、第三号又は第五号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき。

三 第二十五条第一項の規定による届出をせ

ず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 前項の指示に従わず、情状特に重いとき。

3 第二十四条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(建設業者に関する特例)

第三十三条 第二十一条から第二十八条まで及び前条の規定は、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第三項に規定する建設業者であつて同法別表下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けているものには、適用しない。

2 前項に規定する者であつて浄化槽工事業を営むものについては、同項に掲げる規定を除き、第二十一条第一項の登録を受けた浄化槽工事業者とみなしてこの法律の規定を適用する。

3 第一項に規定する者は、浄化槽工事業を開始したときは、建設省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その届出に係る事項について変更があつたとき又は浄化槽工事業を廃止したときも同様とする。

4 浄化槽工事業業者が第一項に規定する建設業者となつたときは、その者に係る第二十一条第一項又は第三項の登録は、その効力を失う。

(建設省令への委任等)

第三十四条 この章に定めるもののほか、浄化槽工事業業者登録簿の様式その他浄化槽工事業業者の登録に関し必要な事項については、建設省令で定める。

2 建設大臣は、この章の建設省令を定め、又は変更しようとする場合には、あらかじめ、厚生大臣に協議しなければならない。

第六章 浄化槽清掃業の許可

(許可)

第三十五条 浄化槽清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、期限を付し、又は生活環境の保全及び公衆衛生上必要な条件を付すること

ができる。

3 第一項の許可を受けようとする者(以下「清掃業許可申請者」という。)は、厚生省令で定める申請書及び添付書類を市町村長に提出しなければならない。

4 市町村長は、第一項の許可又は不許可の処分をした場合には、直ちにその旨(不許可の処分をした場合にはその理由を含む)を清掃業許可申請者に通知しなければならない。

(許可の基準)

第三十六条 市町村長は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び清掃業許可申請者の能力が厚生省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

二 清掃業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ 浄化槽清掃業者で法人であるものが第四十一条第二項の規定により許可を取り消された場合において、その処分があつた日前三十日以内にその浄化槽清掃業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

ニ 第四十一条第二項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められるに足りる相当の理由がある者

ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七

条第一項若しくは第八項の規定、同法第十

六条第二項第一号若しくは第二号の規定又は同法第七條第十一項の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七條第十一項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

チ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七條第一項の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)で法人であるものが同法第七條第十一項の規定により許可を取り消された場合において、その処分があつた日前三十日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

リ 浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者として同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまでの一に該当するもの

ヌ 法人でその役員のうちイからリまでの一に該当する者があるもの

(変更の届出)

第三十七条 浄化槽清掃業者は、厚生省令で定めるところにより、第三十五条第三項の申請書及び添付書類の記載事項に変更があつたときは、変更の日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(廃業等の届出)

第三十八条 浄化槽清掃業者が、次の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その役員であつた者

三 法人が破産により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合、その清算人

五 浄化槽清掃業者を廃止した場合、浄化槽清掃業者であつた個人又は浄化槽清掃業者であつた法人の役員

(標準の掲示)

第三十九条 浄化槽清掃業者は、厚生省令で定めるところにより、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称その他の厚生省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第四十条 浄化槽清掃業者は、厚生省令で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し厚生省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(指示、許可の取消し、事業の停止等)

第四十一条 市町村長は、浄化槽の清掃について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽清掃業者に対し、必要な指示をすることができる。

2 市町村長は、浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第三十六条第一号の基準に適合しなくなつたとき、又は浄化槽清掃業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十二条第二項の命令に違反したとき。

二 不正の手段により第三十五条第一項の許可を受けたとき。

三 第三十六条第二号イ、ハ又はホからヌまでのいずれかに該当することとなつたとき。

四 第三十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 前項の指示に従わず、情状特に重いとき。

3 第三十五条第四項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

第七章 浄化槽設備士

(浄化槽設備士免状)

第四十二条 浄化槽設備士免状は、次の各号の一に該当する者に対し、建設大臣が交付する。

一 浄化槽設備士試験に合格した者

二 建設業法第二十七条に基づく管工事施工管理に係る技術検定に合格した後、厚生省令で定めるところにより厚生大臣及び建設大臣が認定した講習会の課程を修了した者

2 建設大臣は、次の各号の一に該当する者に対しては、浄化槽設備士免状の交付を行わないことができる。

一 次項の規定により浄化槽設備士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

二 この法律又はこの法律に基づく処分違反として罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

3 建設大臣は、浄化槽設備士がこの法律又はこの法律に基づく処分違反したときは、その浄化槽設備士免状の返納を命ずることができる。

4 浄化槽設備士免状の交付、再交付、書換え及び返納に関し必要な事項は、建設省令で定める。

5 厚生大臣は、第一項第二号の厚生省令を定め、又は変更しようとする場合には、あらかじめ、建設大臣に協議しなければならない。

(浄化槽設備士試験)

第四十三条 浄化槽設備士試験は、浄化槽工事に關して必要な知識及び技能について行う。

2 浄化槽設備士試験は、建設大臣が行う。

3 浄化槽設備士試験の実施に関する事務を行わせるため、建設省に浄化槽設備士試験委員を置く。ただし、次項の規定により指定された者に当該事務の全部を行わせることとした場合は、この限りでない。

4 建設大臣は、厚生大臣及び建設大臣の指定する者に浄化槽設備士試験の実施に関する事務の全部又は一部を行わせることができる。

5 浄化槽設備士試験の試験科目、受験手続その他の

他浄化槽設備士試験の実施に關し必要な事項及び浄化槽設備士試験委員に關し必要な事項は、建設省令で定める。

6 建設大臣は、前項の建設省令を定め、又は変更しようとする場合には、あらかじめ、厚生大臣に協議しなければならない。

7 浄化槽設備士試験委員その他浄化槽設備士試験の実施に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつて公正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

(名称の使用制限)

第四十四条 浄化槽設備士でなければ、浄化槽設備士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第八章 浄化槽管理士

(浄化槽管理士免状)

第四十五条 浄化槽管理士免状は、次の各号の一に該当する者に対し、厚生大臣が交付する。

一 浄化槽管理士試験に合格した者

二 厚生省令で定めるところにより厚生大臣が認定した講習会の課程を修了した者

2 厚生大臣は、次の各号の一に該当する者に対しては、浄化槽管理士免状の交付を行わないことができる。

一 次項の規定により浄化槽管理士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

二 この法律又はこの法律に基づく処分違反として罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

3 厚生大臣は、浄化槽管理士がこの法律又はこの法律に基づく処分違反したときは、その浄化槽管理士免状の返納を命ずることができる。

4 浄化槽管理士免状の交付、再交付、書換え及び返納に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

(浄化槽管理士試験)

第四十六条 浄化槽管理士試験は、浄化槽の保守点検に關して必要な知識及び技能について行

う。

2 浄化槽管理士試験は、厚生大臣が行う。

3 浄化槽管理士試験の実施に関する事務を行わせるため、厚生省に浄化槽管理士試験委員を置く。ただし、次項の規定により指定された者に当該事務の全部を行わせることとした場合は、この限りでない。

4 厚生大臣は、その指定する者に浄化槽管理士試験の実施に関する事務の全部又は一部を行わせることができる。

5 浄化槽管理士試験の試験科目、受験手続その他浄化槽管理士試験の実施に關し必要な事項及び浄化槽管理士試験委員に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

6 浄化槽管理士試験委員その他浄化槽管理士試験の実施に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつて公正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

(名称の使用制限)

第四十七条 浄化槽管理士でなければ、浄化槽管理士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第九章 条例による浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度

第四十八条 都道府県(保健所を設置する市にあつては、市とする。)は、条例で、浄化槽の保守点検を業とする者について、都道府県知事の登録を受けなければ浄化槽の保守点検を業としてはならないとする制度を設けることができる。

2 前項の条例には、登録の要件、登録の取消し等登録制度を設ける上で必要とされる事項を定めるほか、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 五年以内の登録の有効期間に関する事項

二 備えるべき器具に関する事項

三 浄化槽管理士の設置に関する事項

四 浄化槽清掃業者との連絡に関する事項

五 保守点検の業務を行おうとする区域を記載した書面の提出等に関する事項

3 市町村長（保健所を設置する市の長を除く）は、第一項の登録を受けた浄化槽の保守点検を業とする者の業務に関し、違法又は不適正な事実があると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な措置をとるべきことを申し出ることができる。

第十章 雑則

（環境庁長官の意見）

第四十九条 環境庁長官は、必要があると認めるときは、浄化槽の構造基準又は浄化槽工事、浄化槽の保守点検若しくは浄化槽の清掃の技術上の基準に関し、厚生大臣又は建設大臣に対し、意見を述べることができる。

（手数料）

第五十条 次の各号に掲げる者は、政令で定めるところにより、手数料を国（第四十三条第四項又は第四十六条第四項の規定により、厚生大臣及び建設大臣又は厚生大臣の指定する者に試験の実施に関する事務の全部を行わせる場合にあつては、当該指定された者。次項において「指定された者」という。）に納付しなければならない。

- 一 第十三条第一項若しくは第二項の認定又は第十六条の認定の更新を受けようとする者
- 二 浄化槽設備士免状の交付、再交付又は書換えを受けようとする者
- 三 浄化槽設備士試験を受けようとする者
- 四 浄化槽管理士免状の交付、再交付又は書換えを受けようとする者
- 五 浄化槽管理士試験を受けようとする者

2 前項の規定により指定された者に納付された手数料は、指定された者の収入とする。

（浄化槽の設置の援助）

第五十一条 国又は地方公共団体は、浄化槽の設置について、必要があると認められる場合には、所要の援助その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（市町村し尿処理施設の利用）

第五十二条 市町村は、当該市町村の区域内で収

集された浄化槽内に生じた汚泥、スカム等について、当該市町村のし尿処理施設で処理するよう努めなければならない。

（報告徴収、立入検査等）

第五十三条 当該行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、次の各号に掲げる者に、その管理する浄化槽の保守点検若しくは浄化槽の清掃又は業務に関し報告させることができる。

- 一 浄化槽管理者
- 二 浄化槽製造業者
- 三 浄化槽工事業者
- 四 浄化槽清掃業者
- 五 指定検査機関
- 六 第四十二条第一項第二号に規定する厚生大臣及び建設大臣の認定する講習会を行う者
- 七 第四十三条第四項の規定により厚生大臣及び建設大臣の指定する者
- 八 第四十五条第一項第二号に規定する厚生大臣の認定する講習会を行う者
- 九 第四十六条第四項の規定により厚生大臣の指定する者

2 当該行政庁は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、前項第一号又は第三号から第九号までに掲げる者の事務所若しくは事業場又は浄化槽のある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

5 第一項及び第二項に規定する厚生大臣又は建設大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

（聴聞）

第五十四条 当該行政庁は、次の各号に掲げる処分を行う場合には、あらかじめ、期日、場所及び事案の内容を示して、当事者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由がなく聴聞に応じないときは、聴聞を行わないうで処分をすることができる。

- 一 第十八条第一項、第二項又は第三項の規定による認定の取消し
- 二 第三十二条第二項の規定による浄化槽工事業者の登録の取消し又はその事業の停止命令
- 三 第四十一条第二項の規定による浄化槽清掃業者の許可の取消し又はその事業の停止命令
- 四 第四十二条第三項の規定による浄化槽設備士免状の返納命令
- 五 第四十五条第三項の規定による浄化槽管理士免状の返納命令

（特別区に関する特例）

第五十五条 特別区に存する区域にこの法律の規定を適用する場合には、この法律（第二条第十二号及び第四十八条第三項を除く。）の規定中「市町村」とあるのは「都」と、「市町村長」とあるのは「都知事」とする。

（再審査請求）

第五十六条 この法律の規定により保健所を設置する市の長がした処分についての審査請求の裁決に不服のある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 この法律の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の長がした処分についての審査請求の裁決に不服のある者は、建設大臣に対して再審査請求をすることができる。

（指定検査機関）

第五十七条 厚生大臣は、二以上の都道府県の区域において第七条及び第十一条の水質に関する検査の業務を行う者を、都道府県知事は、一の都道府県の区域において当該業務を行う者を指定する。

2 前項の指定の手続その他指定検査機関に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

（経過措置）

第五十八条 この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第十一章 罰則

第五十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第一項の規定に違反して認定を受けた型式の浄化槽以外の浄化槽を製造した者
- 二 第十七条第三項の規定に違反して浄化槽を輸入した者
- 三 第二十一条第一項又は第三項の登録を受けないうで浄化槽工事業者を営んだ者
- 四 不正の手段により第二十一条第一項又は第三項の登録を受けた者
- 五 第三十二条第二項又は第四十一条第二項の規定による命令に違反した者
- 六 第三十五条第一項の許可を受けないうで浄化槽清掃業を営んだ者
- 七 不正の手段により第三十五条第一項の許可を受けた者

第六十条 第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第六十一条 次の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第五条第三項の規定による命令に違反した者

第六十二条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第四項の規定に違反して浄化槽工事を施工した者

二 第十條第二項の規定に違反して技術管理者を置かなかつた者
三 第十七條第一項の規定に違反して表示を付さなかつた者
四 第十七條第二項の規定に違反して表示を付した者
五 第二十九條第二項の規定に違反して措置をとらなかつた者
六 第二十九條第三項の規定に違反して浄化槽工事を行つた者
七 第三十一條又は第四十條の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
八 第四十三條第七項又は第四十六條第六項の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者
九 第四十四條又は第四十七條の規定に違反した者
十 第五十三條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
十一 第五十三條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
第六十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十九條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
第六十四條 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の過料に処する。
一 第十四條第三項、第二十五條第一項、第二十六條、第三十三條第三項、第三十七條又は第三十八條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第二十八條第一項後段の規定による通知をしなかつた者

三 第三十條又は第三十九條の規定に違反して標識を掲げない者
四 正当な理由がないのに、第四十二條第三項又は第四十五條第三項の規定による命令に違反して浄化槽設備士免状又は浄化槽管理士免状を返納しなかつた者
附則
(施行期日)
第一條 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。ただし、第四十二條、第四十三條、第四十五條、第四十六條、第五十條(同条第一項第一号を除く)、第五十三條(同条第一項第六号から第九号までに掲げる者に係る部分に限る)、第六十二條第八号及び第六十三條の規定並びに附則第七條、附則第八條及び附則第十條第一項から第四項までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(浄化槽の設置等の届出及び水質検査に係る経過措置)
第二條 この法律の施行の際現に附則第十二條の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「旧廃掃法」という。)第八條第一項の規定により届出がされている浄化槽の設置又はその構造若しくは規模の変更については、第五條の規定は、適用しない。
2 前項の浄化槽又はこの法律の施行の際現に、浄化槽の設置若しくはその構造若しくは規模の変更につき、建築基準法第六條第一項(同法第八十七條第一項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事の確認若しくは同法第八條第四項(同法第八十七條第一項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事の通知を受けている浄化槽で、これらの浄化槽工事がこの法律の施行後六月以内に完了したものに ついては、第七條の規定は、適用しない。
(浄化槽工事業に係る経過措置)
第三條 この法律の施行の際現に浄化槽工事業を営んでいる者は、この法律の施行の日から三月

間は、第二十一條第一項の登録を受けなくても引き続き浄化槽工事業を営むことができる。
(建設業者に関する特例に係る経過措置)
第四條 この法律の施行の際第三十三條第一項に規定する者で現に浄化槽工事業を行つては、ものに係る同条第三項の規定の適用については、同項中「浄化槽工事業を開始したとき」とあるのは「この法律の施行の日から起算して六十日以内」と、「その旨を」とあるのは「浄化槽工事業を行つて旨を」とする。
(従前のし尿浄化槽清掃業の許可の効力等)
第五條 この法律の施行前に旧廃掃法の規定によつてなされたし尿浄化槽清掃業の許可又は許可の申請は、この法律の相当規定によつてなされた浄化槽清掃業の許可又は許可の申請とみなす。
第六條 前条に規定する場合のほか、この法律の施行前に旧廃掃法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この法律中にこれに相当する規定があるときは、この法律の相当規定によつてしたものとみなす。
(浄化槽設備士免状の特例)
第七條 建設大臣は、この法律の施行の際厚生大臣及び建設大臣が定める者の行う浄化槽の工事に係る講習会等の課程を修了している者で、現に浄化槽工事業に従事しており、かつ、建設省令で定めるところにより厚生大臣及び建設大臣が指定する浄化槽工事業に関する講習会の課程を昭和六十二年六月三十日まで修了したものに對して、浄化槽設備士免状を交付することができる。
(浄化槽管理士免状の特例)
第八條 厚生大臣は、この法律の施行の際厚生大臣が定める者の行う浄化槽の管理技術に関する講習会等の課程を修了している者で、現に浄化槽の保守点検の業務に従事しており、かつ、厚生大臣が指定する浄化槽の保守点検に関する講習会の課程を昭和六十二年六月三十日まで修了したものに對して、浄化槽管理士免状を交付

することができる。
(浄化槽設備士又は浄化槽管理士の名称使用に関する経過措置)
第九條 この法律の施行の際現に浄化槽設備士若しくは浄化槽管理士又はこれらに紛らわしい名称を用いている者については、第四十四條又は第四十七條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。
(浄化槽の型式の認定の特例)
第十條 浄化槽を工場において製造しようとする者又は外国の工場において本邦に輸出される浄化槽を製造しようとする者は、昭和六十年九月三十日まで申請して、製造しようとする浄化槽の型式について、建設大臣の認定を受けることができる。
2 建設大臣は、前項の認定の申請に係る型式の浄化槽が建築基準法及びこれに基づく命令で定める浄化槽の構造基準に適合すると認めるときは、同項の期日まで認定をすることができ、
3 前二項に定めるもののほか、認定の申請、認定の表示、認定の取消し、厚生大臣に対する通知その他浄化槽の型式の認定に関し必要な事項は、建設省令で定める。
4 第一項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を国に納付しなければならない。
5 第一項の期日まで前各項の規定によつてした認定、手続その他の行為は、この法律(この条を除く。)の相当規定によつてしたものとみなす。
(建築基準法の一部改正)
第十一條 建築基準法の一部を次のように改正する。
第九條の三第一項中「又は当該建築物について宅地建物取引業に係る取引をした宅地建物取引業者」を「若しくは当該建築物について宅地建物取引業に係る取引をした宅地建物取引業者又は当該命令に係る浄化槽の製造業者」に改め、「建築基準法(昭和二十四年法律第百号)」の下に

昭和五十八年五月六日印刷

昭和五十八年五月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局